

戦略的なインフラシステムの海外展開に向けて

－ 2018年度版－

2019年3月19日
一般社団法人 日本経済団体連合会

趣旨

- インフラシステムの海外展開に係るわが国経済界の要望事項を毎年度建議。
- 日本政府が毎年度改訂する「インフラシステム輸出戦略」への反映や各種支援策の充実等を通じて、官民一体で競争力の強化を図り、質の高いインフラシステムの海外展開を促進。
- わが国政府の積極的な対応により昨年度の要望事項から多くの項目が実現。

昨年度提言における要望事項（一部）

日本政府・関係機関の対応

－国際的な枠組を通じた質高インフラのルール整備－
2018年APECでの「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の強化実現
(昨年度提言 3 頁)

日本政府の主導により、インフラの質を確保するための5要素（開放性、透明性、経済性（LCC）、財政健全性等）を明記した形で同ガイドブックを改訂（18年11月）

－ 第三国市場協力の推進－

米国、中国、インド等との協力プロジェクト推進のための官民協議の開催、企業マッチング機会の提供等（同 3 頁）

日米(17年11月)、日中(18年 5月)、日印(18年10月)の各首脳会談での合意。「日米第三国インフラ協力官民ラウンドテーブル」(18年 4月)、「日中第三国市場協力フォーラム」(18年10月)等の開催

－ 各種支援ツールの充実－

JBIC「海外展開支援融資ファシリティ」の一層の利便性向上。特別業務勘定に関する案件相談窓口の設置（同 6 頁）

質の高いインフラ整備を幅広く支援する「質高インフラ環境成長ファシリティ」を新たに創設（18年 7月）。特別業務勘定の専用相談窓口の設置（18年 5月）

全体構成

- I インフラシステム海外展開に係るわが国政府の取組と官民連携

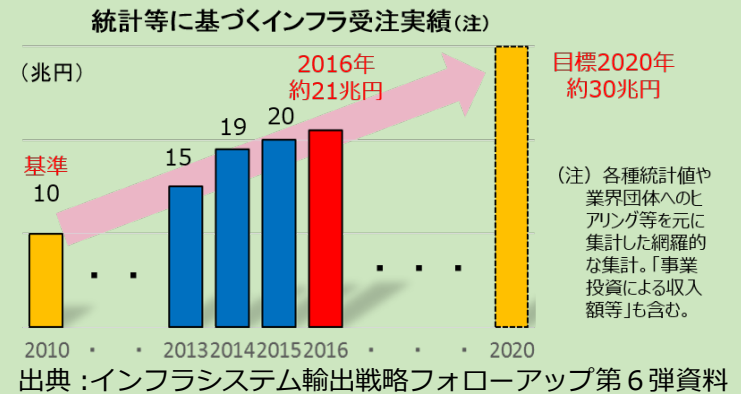
- II インフラシステム受注拡大に向けた要望
 - 1. 日本政府・関係機関への要望
 - 2. ホスト国の課題改善に向けたわが国政府への要望

- III 安全の確保

I インフラ海外展開に係るわが国政府の取組と官民連携

日本政府はインフラシステムの海外展開を成長戦略の柱と位置づけ、「2020年に約30兆円のインフラシステム受注(※)」を成果目標として設定。官民一体となった競争力強化を掲げて、具体的施策を推進。

- ✓ トップセールス・戦略的对外広報の推進
- ✓ 公的金融の改善など支援ツールの充実
- ✓ 進捗状況を踏まえ「インフラシステム輸出戦略」を毎年度改訂し、各種施策を拡充



※事業投資による収入額等を含む

インフラ整備をめぐる各国企業との競争が激化する中、約30兆円の成果目標を確実に実現すべく、わが国政府には「経協インフラ戦略会議」の下、省庁・関係機関の連携・協力と官民連携の一層の推進により、戦略的かつ効率的に関連施策を拡充・実施し、重要な案件受注等の具体的成果を通じた経済再生の確実な実現とSDGs達成につなげることを強く期待。

II-1 日本政府・関係機関への要望

(1) 日本政府・各省庁等

① 予算措置の充実と制度改善の推進

- ◆ ODA事業費の十分な確保と戦略的な活用
- ◆ 各種施策の活用状況・課題等の検証を踏まえた必要な制度改善

② 国際競争力の強化

- ◆ トップセールス、戦略的な情報発信・対外広報の推進
- ◆ ホスト国の様々な課題を総合的に解決するトータルソリューションの提供

分野別海外展開戦略の策定
電力、鉄道、情報通信、環境、港湾、空港、都市開発等

海外インフラ展開法^(※)による
独法等の有する専門的技術・ノウハウ活用

これらを基盤に、ホスト国の総合開発計画・マスタープラン策定等の最上流段階から積極的に関与し、川中・川下に至るまでの包括的支援・協力をパッケージで提供

※「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」(18年5月)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、水資源機構等の独法等の業務規定に海外における調査・設計等の業務を追加

◆ 海外インフラ案件の経営・運営等への参画推進

- ✓ 案件形成・調査や設計・調達・建設(EPC)に加え、わが国企業による経営参画・運営・メンテナンス(O&M)等への円借款の積極供与、ルール整備・明確化や公的資金・保険等による支援強化
- ✓ 案件形成早期からのホスト国側への積極的な提案等

政策対話、
マスタープラン策定

案件形成・調査

設計・調達・建設
(EPC)、機器輸出

経営参画、運営・
メンテナンス(O&M)

最上流

川上

川中

川下

II-1 日本政府・関係機関への要望

③ 国際的な枠組を通じたルール整備・標準化

◆ 「質の高いインフラ」が評価される国際的なルール整備・標準化にわが国がイニシアティブを発揮

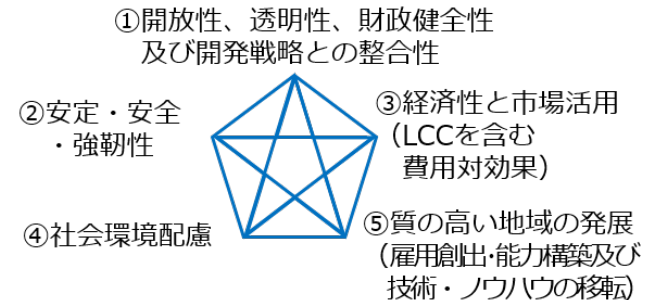
- ✓ インフラの質を確保するための5要素^(※)を明記した「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改訂を評価（18年11月）
- ✓ 本年のG20でも、日本が議長国として議論を主導し5要素を含む国際ルールにつき首脳間でも合意すべき

◆ 輸出信用ルール策定議論の加速

- ✓ 中国等の非OECD諸国も参加する

「輸出信用に関する国際作業部会(IWG)」での議論の加速と実効性の強化

※インフラの質を確保するための5要素



“APEC Guidebook on Quality of Infrastructure Development and Investment (Revision)”を元に作成

④ 第三国市場協力

◆ 第三国市場協力を一層推進するための日本政府・関係機関の取組継続

- ✓ 関係国との安定した政治・外交関係の維持・強化、自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化、国際開発金融機関等との協調融資を含むわが国公的金融の支援、情報の本邦企業への提供や交渉・調整支援、官民協議の開催やマッチング機会の提供等

⑤ 一層の官民連携の推進

◆ わが国官民の情報・意見交換の強化

◆ 日本企業とホスト国政府・関係機関等とのトラブル解決に向けた支援継続・強化

- ✓ 税金問題、現地政府負担事項の不履行、工事代金支払遅延、保険問題等

II-1 日本政府・関係機関への要望

(2) ODA（円借款、無償資金協力、技術協力）

- ニーズを踏まえた制度の新設・拡充と手続の迅速化
- 本邦技術活用条件（STEP）の活用促進
 - ✓ 「原産地ルール」、「主契約者条件」の改訂^(※)を評価。着実な実施とコンサルタント契約の主契約者条件の改訂を要望。今後の実施状況や関連業界の考えを総合的に踏まえた更なる改善策を必要に応じ要検討
 - ✓ 官民一体となったSTEP及び日本製品・サービスの優位性についてのホスト国での理解促進
- ※原産地ルールの改訂：一定の条件下において、最終資機材を構成する主要な部材が日本で製造されるまたは海外に存するわが国企業の子会社により製造される場合、本邦調達比率に算入可能となった
主契約者条件の改訂：一定の条件下において、海外に存するわが国企業の関連会社も主契約者の共同事業体(JV)パートナーとしての参画が可能となった
- 有償・無償資金協力を組み合わせた総合的な支援パッケージの提供推進
 - ✓ 円借款とともに、FS支援、周辺基盤インフラの整備への無償資金協力、インフラ整備後の運営やメンテナンス(O&M)事業への本邦企業の参画支援、人材育成・招聘等への技術協力活用等を推進
- 技術協力を活用した各種制度インフラ等の整備支援における関連ITシステムとの一体的な展開、運営・保守・人材育成への支援

II-1 日本政府・関係機関への要望

(3) JICA海外投融资

- PPP案件組成に向けた更なる積極的供与と手続の迅速化
- アジア開発銀行はじめ国際開発金融機関等との積極的な連携による支援
- 所管省庁を含めたJICAとJBICの緊密な意思疎通
 - ✓ JBIC投融资とJICA海外投融资の活用にあたっては、リスクに応じた円滑かつ迅速な対応が重要。引き続き両機関間での早期の情報共有や協議の実施を要望

(4) JBIC投融资

- 一層の利便性向上やニーズに応じたリスクテイクの深化と手続の迅速化
 - ✓ 将来的なリファイナンスを前提とするファイナンス(ミニパームローン)に対応した融資等

(5) NEXI保険等

- きめ細かい商品拡充・制度改善・柔軟な運用
 - ✓ 将来的なリファイナンスを前提とする案件へのリファイナンス後のファイナンスへの付保コミット
 - ✓ ボンドやファンドに投資する機関投資家に対応した保険スキームの導入等
- JOIN(海外交通・都市開発事業支援機構)、JICT(海外通信・放送・郵便事業支援機構)、JOGMEC(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の一層の支援柔軟化と機能強化等(※)

※政策上特に重要な案件についてJOIN、JICTが最大出資者となることが容認されており、更なる適用拡大を要望

JOGMECが特に必要と認める場合は債務保証上限の引き上げが可能であり、更なる適用拡大を要望

Ⅱ-2 ホスト国の課題改善に向けた日本政府への要望

(1) 質の高いインフラへの理解促進等

- 質の高いインフラへの理解促進
 - ✓ 首脳会談や国際会議等を活用した働きかけ、戦略的対外広報の強化
 - ✓ 技術協力の活用等による質の高いインフラを総合的に評価する入札制度の整備や体制強化支援、質の高さへの理解促進と評価能力向上につながる関係者の招聘、専門家の派遣、実務人材育成等
- ホスト国におけるわが国技術基準・規格の標準化や浸透

(2) PPP活用環境の整備等

- PPP関連制度の整備支援と適切な運用に向けた人材育成・確保への協力
- 官民リスク分担の適正化への働きかけ（需要、為替・兌換リスク等）

(3) 貿易投資障壁の解消、ビジネス環境整備等

- 海外インフラ事業に関連して直面する諸課題の解決
 - ✓ ホスト国へのわが国政府・関係機関による働きかけの継続
 - ✓ 二国間EPA・投資協定の拡充、CPTPPの参加国拡大やRCEP交渉等の早期妥結等経済連携協定の推進。ビジネス環境整備に関する小委員会の活用

Ⅲ 安全の確保

安全の確保は海外事業活動を推進する上で大前提。更なる対策強化が不可欠。

- 現地治安情勢に関する高度な情報収集・分析と民間企業への情報提供
- ホスト国政府の安全対策強化の取組への支援
 - ✓ 現地当局の治安能力構築支援
 - ✓ 安全対策費の円借款での計上の働きかけ等
- サイバー空間を含めた治安・セキュリティ分野のインフラ展開促進
 - ✓ 生体認証(顔認証、指紋認証等)、行動検知、街中監視システム、サイバーセキュリティ技術等